

安保法案に法的安定性

「関係ない」誤解与えた

磯崎首相補佐官に聞く

今回は憲法改正不要

【東京支社】安全保障関連法案をめぐる、磯崎陽輔首相補佐官（参院大分選挙区）が法的安定性を軽視したと受け取れる発言をしたことが波紋を広げている。大分合同新聞は30日、磯崎氏に発言の真意や法案に対する考えを聞いた。

「発言が批判されている。どう受け止めたか。」

私の発言でご迷惑をお掛けしていることは心からおわび申し上げたい。法的安定性は今回の平和安全法制でも極めて重要な点だ。必要最小限度の武力の行使し

か認められないという、従来の政府見解における憲法9条解釈の基本的論理は変わっておらず、合憲性と法的安定性は確保されると考えている。

わが国を取り巻く安全保障環境が変化する中で、具



「批判は真摯（しんしん）に受け止めなければならぬ」と話す磯崎陽輔首相補佐官。30日午後、東京・永田町

体的な法の当てはめは変わり得るのではないかとこのことを申し上げた。その部分できちんと言葉を選べばよかったが、「法的安定性は関係ない」という言葉を裸で使ってしまった誤解を与えた。

「集団的自衛権行使は歴代政権が憲法の下で禁じしてきた。解釈変更は妥当か。憲法に自衛権の具体的な規定はなく、政府が解釈してきた。9条の解釈として（自衛権は）必要最小限度なければならない。」

「集団的自衛権の行使は憲法上、

26日講演の発言要旨

磯崎氏が26日に大分市内で講演した際の発言要旨は次の通り。

政府は「必要最小限度」という基準で自衛権を見てきたが、40年たつて時代が変わつたではないか。集団的自衛権もわが国を守る

許されない」とした1997年の政府見解のころは世界が遠く、近隣も軍事的緊張はなかったと思う。ただ国際情勢が大きく変わり、軍事力を増強する国が周辺にできた。果たしてわが国一國で守れるのか。わが国を守るための集団的自衛権なら必要最小限度の範囲に入る。憲法が禁止しているものではない。

「戦後安保政策の大転換になるといわれる。憲法改正が必要ではないか。必要最小限度の範囲内であれば憲法改正はいらない。個別的自衛権については憲法改正していいし、なぜ集団的自衛権だけ必要なのかということ。ただ法

ためのものであったらいいのではないかと提案している。そうしたものを考えないといけない。法的安定性は関係ない。わが国を守るために必要な措置かどうかを基準としなければいけない。わが国を守るために必要なことを憲法が駄目だと言つことはあり得ない。

案の内容の妥当性は議論が必要だ。われわれの提案をまさに国会で議論している。

「世論調査で法案に反対や説明不足との声が多い。国民の理解を得られるか。安倍晋三首相が率直に認めているように、理解が完全に深まっているとは言えない。だから参院の審議はより丁寧にする。与党でしっかり質問の時間もとる。安保法制は非常に難しく、理解が深まっていないのであって反対ではない。」